

# 青森県報

第三千六百五十三号

平成二十五年  
二月十三日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による医療機関の指定……………	(健康福祉課)	…	一
生活保護法による指定介護機関の休止の届出……………	(同)	…	一
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………	(同)	…	一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高齢福祉課)	…	二
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………	(同)	…	二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同)	…	二
青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………	(会計管理課)	…	二
公 告			
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………	(商工政策課)	…	三
右 同……………	(同)	…	三
出先機関			
土地改良区の役員の就任及び退任……………	(上北地域民局)	…	四

## 告 示

青森県告示第九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一

号の規定により告示する。

平成二十五年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

事業名称	社会福祉法人弘前豊徳会
主たる事務所の所在地	弘前市大字大川字中 桜川一八の一
事業名称	訪問看護ステーショントナカイハ
所在地	弘前市大字大川字中 桜川一四
指定年月日	平成二四・三・二四

青森県告示第九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名称	有限会社訪問介護センター友援
主たる事務所の所在地	名称	有限会社訪問介護センター友援
居宅介護事業の種類	所在地	弘前市大字城東一北一丁目九の二
居宅介護事業所	所在地	弘前市大字松ケ一枝二丁目一二の二
休止年月日	名称	平成二四・三・一

青森県告示第九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	名称	所在地	年月日
有限会社キユア在宅介護	弘前市大字清原三丁目一〇の八	アケアプランキユ	アケアプランキユ	黒石市松原七八一九	平成二五・二四

青森県告示第九十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十五年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	所在地	年月日
有限会社トプロジェクト	上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切五沢六〇の一〇五	訪問介護	訪問介護事業所かえでの森	上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切五沢六〇の一〇五	平成二五・二一

青森県告示第九十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十五年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者

居宅介護支援事業を行う事業所

年月日

名称	主たる事務所の所在地	名称	名称	所在地	年月日
有限会社トプロジェクト	上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切五沢六〇の一〇五	居宅介護支援事業所かえでの森	居宅介護支援事業所かえでの森	上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切五沢六〇の一〇五	平成二五・二一

青森県告示第九十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十五年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	所在地	年月日
有限会社トプロジェクト	上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切五沢六〇の一〇五	介護予防	訪問介護事業所かえでの森	上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切五沢六〇の一〇五	平成二五・二一

青森県告示第九十七号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

公 告

「株式会社みちのく銀行戸山支店」青森市大字駒込  
「株式会社みちのく銀行戸山支店」青森市蛭沢三丁目  
「」を  
「」に改める。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン平内ショッピングセンター  
東津軽郡平内町大字小湊字外ノ沢四〇外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
マックスバリュ東北株式会社  
秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五  
代表取締役 宮地邦明  
株式会社サンデー  
八戸市根城六丁目二二の一〇  
代表取締役 宮下直行  
芙蓉総合リース株式会社  
東京都千代田区三崎町三丁目三の二三  
代表取締役 佐藤隆
- 三 意見の概要  
県の意見なし
- 四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び平内町役場

- 2 期間  
平成二十五年二月十三日から同年三月十三日まで
- 3 時間  
午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、平内町役場にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン青森浜田 ニプロック  
青森市大字浜田字玉川一九六の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
イオンタウン株式会社  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一  
代表取締役社長 大門淳
- 三 意見の概要  
県の意見なし
- 四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十五年二月十三日から同年三月十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

出先機関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、淋代平土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十五年二月十三日

上北地域県民局長 中田 哲

役員別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	高橋 和男	三沢市大津一丁目二の二七五	平成二五・二一就任
"	大澤 信昭	淋代三丁目三八五	"
"	中屋敷 力雄	六川目二丁目一〇の九九〇	"
"	小比類巻 石雄	大字三沢字園沢一一八	"
"	角 武志	大津二丁目五八の二九〇	"
"	澤村 栄治郎	前平二丁目一の一	"
"	田嶋 功一	六川目一丁目七七七	"
"	浪岡 秀美	淋代四丁目一六の二七二八	"
"	梨木 正則	淋代一丁目二九七	"
監事	下田 博	淋代五丁目四一七の二	"
"	馬場 秋夫	根井二丁目一五の一	"
"	浄法寺 哲男	大字三沢字中平二七の四	"
理事	小比類巻 石雄	大字三沢字園沢一一八	二五・一三退任
"	高橋 和男	大津一丁目二の二七五	"
"	中屋敷 力雄	六川目二丁目一〇の九九〇	"
"	角 武志	大津二丁目五八の二九〇	"
"	澤村 栄治郎	前平二丁目一の一	"
"	亀山 徳志	淋代三丁目三九三の二	"
"	田嶋 功一	六川目一丁目七七七	"
"	岩間 悦男	淋代三丁目三四九の二	"

監事	浪岡 秀美	淋代四丁目一六の二七二八
"	馬場 秋夫	根井二丁目一五の一
"	浄法寺 哲男	大字三沢字中平二七の四
"	浪岡 岩夫	淋代一丁目二八六

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭